意見書案第1号

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

上記の意見書を関係方面に提出されたく、別紙のとおり加東市議会会議規則第14条 第2項の規定により提出します。

令和3年9月28日提出

加東市議会総務文教常任委員会 委員長 山 本 通 廣

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。その規模は令和元年度決算で全国で約431億円にものぼる。本市における交付金額は、令和2年度決算額で約2.7億円であり、貴重な財源となっている。

ゴルフ場所在自治体は、ゴルフ場の開発に係る住民意識に始まり、ゴルフ場が存在する ことによる様々な行政需要に誠実に対応してきた。ゴルフ場利用税は、こうした行政需要 の対価として、その存続が認められてきたものである。

また、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者、障害者等の利用のほか、一定のスポーツの競技会等の利用について非課税措置等の一定の配慮がなされている。

現在、わが国では新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、経済活動の停滞などの影響により、地方の税財源の大幅な減少が生じることが懸念されている。このような状況においても、地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策以外に、社会保障や防災・減災対策、地方創生、デジタル社会の実現など多方面への緊急支援対策が求められており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることはいうまでもない。

本市においては、「ゴルフのまち加東市」を目指して、加東市ゴルフ協会と協働してゴルフ振興事業を行うなど、ゴルフ振興の推進を図り、地域活性化および地方創生に全力で取り組もうとしている中、ゴルフ場利用税交付金を廃止することは、国において進められている地方創生に逆行するものである。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であること を改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 殿